

税制全体のグリーン化推進検討会の開催について

1. 開催の趣旨

炭素中立・循環経済・自然再興が達成される経済・社会をはじめとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある、税制はその有効な政策ツールである。

第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）において、「エネルギー課税や車体課税等の地球温暖化対策の税制に加え、資源循環やネイチャーポジティブの観点からも、環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化等を推進していく。」とされている。また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、環境関連税制等のグリーン化は、「2050年ネット・ゼロの実現に向けた重要な施策である」とされている。

このため、環境関連税制等の環境効果や経済影響等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うため、有識者からなる「税制全体のグリーン化推進検討会」を開催する。

2. 検討事項

- ① 税制のグリーン化の現状評価
- ② 今後の税制のグリーン化の推進方策
- ③ その他

3. 委員

- | | | |
|------|----|------------------------|
| 浅妻 | 章如 | （立教大学法学部教授） |
| 大塚 | 直 | （早稲田大学法学部教授） |
| 岡村 | 忠生 | （京都大学名誉教授） |
| 栗山 | 浩一 | （京都大学農学研究科生物資源経済学専攻教授） |
| ◎ 神野 | 直彦 | （東京大学名誉教授） |
| 中里 | 実 | （西村高等法務研究所所長） |
| 堀井 | 亮 | （大阪大学社会経済研究所教授） |
| 諸富 | 徹 | （京都大学公共政策大学院長） |
| 横山 | 彰 | （日本社会事業大学学長・中央大学名誉教授） |
| 吉村 | 政穂 | （一橋大学大学院法学研究科教授） |

（敬称略。◎＝座長）

4. 検討会の運営

(1) 検討会の運営については、次のとおりとする。

①会議は、原則非公開にて行う。

②会議の資料は、会議終了後環境省ホームページ等により公開する。

③会議の議事要旨については、会議終了後、委員の了解を得た上で環境省ホームページ等により公開する。

(2) 座長は、上記により難い場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

5. 事務局

請負先：株式会社みずほ銀行